

2019年4月15日

九州電力株式会社

代表取締役社長 池辺和弘様

託送料金に上乗せされるという廃炉円滑化負担金と賠償負担金についてのお尋ね(二)

一般社団法人グリーン・市民電力

代表理事 熊野千恵美



謹啓 盛春の砌、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2019年3月22日に、小社からのお尋ねにご回答をくださり、ありがとうございます。いただいたご回答を受けて、重ねてお尋ねをお届けいたします。よろしくお取扱いをお願いいたします。

記

一、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「廃炉円滑化負担金」に関連して。

※ 便宜上、御社が「ご回答」別紙に附してくださったNo.をそのまま使います。

【No.1 及び No.2 について】

- 1) 廃炉円滑化負担金額はおそらく原発を有する電力会社毎に異なると思われるのですが、その理解で間違いありませんか。
- 2) その場合、経済産業大臣が一般送配電事業者に対して行なう「通知」というのは、御社から何か「報告」のようなものが経済産業大臣になされ、それに基づいてなされることになるのですか。そうした「報告」はいつ頃なされるのですか。
- 3) 経済産業大臣からの「通知」とは、どのようなものなのですか。その「通知」はいつ頃もらうのですか。
- 4) 御社から経済産業大臣への新しい料金「申請」はいつ頃なされるのですか。
- 5) それへの経済産業大臣からの「認可」はいつ頃なされるのですか。
- 6) その「認可」がおりて、御社の新しい「約款」ができるのはいつ頃なのですか。
そして、御社から小社へのその報告(説明)は、具体的に今年から来年4月にかけてのいつ頃どのように行なわれるのですか。

【No.3 ないし No.5 について】

- 1) 御社からこの廃炉円滑化負担金の請求を受ける場合、その額は、御社が廃炉を決定されている玄海1号機及び2号機の廃炉費用に係るものと考えてよいのですか。
- 2) 「低レベル放射性廃棄物」も廃炉費用(原子力発電施設解体引当金)に含まれているとの回答について、低レベル放射性廃棄物の処分に関する決まりが「300～400年間の検査と10万年の保管をする」と聞いているのですが、そうした長年月に亘る費用を計算できているのですか。また、その計算の根拠があれば教えてください。

【No.6 について】

- 1) 御社の考えは、経済産業省令に「一般送配電事業者は廃炉円滑化負担金を接続の相手から回収しなければならない」とあるからそれに基づいて行なう、御社独自にこれは原発を有してきた御社として負担するという考えは持たない、であると理解して間違いありませんか。

二、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「賠償負担金」に関連して。

【No.7 及び No.8 について】

- 1) 賠償負担金額はおそらく経済産業省が示している1kwh当り0.07円になると思われるのですが、その理解で間違いありませんか。
- 2) 経済産業大臣が一般送配電事業者に対して行なう「通知」というのは、御社から何か「報告」のようなものが経済産業大臣になされ、それに基づいてなされることになるのですか。そうした「報告」はいつ頃なされるのですか。
- 3) 経済産業大臣からの「通知」とは、どのようなものなのですか。その「通知」はいつ頃もらうのですか。
- 4) 御社から経済産業大臣への新しい料金「申請」はいつ頃なされるのですか。
- 5) それへの経済産業大臣からの「認可」はいつ頃なされるのですか。
- 6) その「認可」がおりて、御社の新しい「約款」ができるのはいつ頃なのですか。
そして、御社から小社へのその報告(説明)は、具体的に今年から来年4月にかけてのいつ頃どのように行なわれるのですか。

【No.9 について】

- 1) 御社の考えは、経済産業省令に「一般送配電事業者は賠償負担金を接続の相手から回収しなければならない」とあるからそれに基づいて行なう、御社独自にこれは原発を有してきた御社として負担するという考えは持たない、であると理解して間違いありませんか。

以上につきまして、5月15日までに書面にてご回答をお願いいたします。もし差し支えがなければ、説明や意見交換を出来る場を設けていただければ幸いです。その点のご検討もよろしくお願いいたします。

敬具